

平成 29 年度 山口県産業保健連絡協議会・ 山口県医師会産業医部会合同協議会

と き 平成 29 年 11 月 9 日 (木) 15:00 ~ 15:35

ところ 山口県医師会 6 階会議室

[報告 : 常任理事 藤本 俊文]

開会挨拶

河村会長 11 月は過労死等防止啓発月間であり、「過重労働解消キャンペーン」が実施されている。

われわれ医師のサービス残業対策に関しては難しいものがある。県内に医師のタイムカードがある病院は一つもない。残業時間の罰則付き上限規制において、医師については猶予期間を設け、改正労働基準法施行後 5 年を目途に規制を適用し、2 年間を目処に検討して、何らかの結論が出ることになっている。

平成 29 年 3 月に閣議決定された「働き方改革実行計画」実現のために、長時間労働の是正に向けた取組みが強化されていくことが確実であるが、産業保健の中心的課題は、長時間労働者の面接指導を含めた過重労働対策や、治療と仕事の両立支援をはじめとしたメンタルヘルス対策であり、労働者の健康障害防止対策や事業者の安全配慮義務がより重要視される中で、産業医の役割が増していくことは必至である。

本日は、本協議会の廃止について提案しているが、発言の場がなくなるわけではなく、今後はもっとシンプルに行っていきたいので、よろしく願い申し上げます。

協議事項

1. 労働衛生行政の動向について

山口労働局健康安全課長 藤村祐彦 県内の平成 29 年 10 月末現在の災害発生状況(休業 4 日以上)は、平成 28 年より 4.8%減少している。全災害の 2 割は転倒災害であり、増加傾向にある。

平成 29 年 6 月 1 日施行の改正労働安全衛生法では、「健康診断の結果に基づく医師等からの意見聴取に必要となる情報の医師等への提供」及

び「長時間労働者に関する情報の産業医への提供」がなされている場合で、事業者の同意を得ている場合は、産業医の巡視の頻度を、現行の毎月 1 回から 2 か月に 1 回に変更できる。

厚生労働省の発表によると、平成 29 年 6 月末時点で、ストレスチェック制度の実施義務対象事業場のうち、82.9%の事業場が実施しており、山口県での実施率は 88.9%であった。

働き方改革実行計画に基づいた「治療と職業生活の両立支援」の取組みの推進を図るため、平成 29 年 9 月に山口県地域両立支援推進チームを設置し、県内の自治体等関係者とネットワークを構築する。

2. 産業保健総合支援事業について

山口産業保健総合支援センター所長 赤川悦夫

治療と職業生活の両立支援について、平成 29 年 8 月から山口労災病院に両立支援促進員を配置し、相談対応にあたっている。

独立行政法人労働者健康安全機構が行っている産業保健関係助成金について、29 年度からストレスチェック助成金に加えて「小規模事業場産業医活動助成金」、「職場環境改善計画助成金」、「心の健康づくり計画助成金」が拡充された。

3. 勤労者健康教育の取組みについて

山口県労働基準協会は、衛生管理者協議会において、化学物質の取扱いに関する講習会を開催している。山口県経営者協会では、メンタルヘルス対策のセミナーを開催し、労働局のメールマガジンによる周知を行っている。予防保健協会においては、年に一度、職員全員研修会を開催している。

4. 山口県産業保健連絡協議会の廃止について

昭和 58 年 3 月、旧労働省より「事業場における産業医活動を円滑に遂行するための環境を整えるため、関係行政、事業者団体、都道府県医師会が協力し、産業医を中心とした産業保健活動を推進するための連絡協議組織を設置・運営すること」の通達を受け、昭和 59 年 9 月に本協議会が設置され 33 年が経過した。更には、各労働基準監督署を基本とした、地元商工会、地区医師会による産業医部会などで構成する地区ごとの産業保健連絡協議会も設置され、県内の労働者数 50 人以下の中小企業における産業保健活動の活性化や健康確保対策について取組みを行ってきたことから、産業保健連絡協議会が果たしてきた役割は大きいといえる。

この数十年間で、産業構造の多様化による職業性疾病からメンタルヘルスや過重労働など心理的社会的な健康リスクへ変化しており、近年は、勤労者の健康確保対策について協議を重ねてきたが、事業者団体からの新しい意見が出ていないの

が現状である。

よって、規約第 10 条 2 項「この規約の改廃は、協議会の合議により行う」により、本協議会を廃止することを提案した。

各事業者団体からは、他主催の同様の協議会委員として参画し、労働衛生対策の推進について議論しており、協議内容が本協議会と重複しているため、この協議会が廃止されたとしても、今後、労働局からの通達等から新しい情報を入手することは可能なことから異議なく了承された。

本協議会の廃止にあたり河村会長から、「これまで長きにわたり協議会を支援いただき、お礼を申し上げる。さまざまな会議に出席すると重複していることが多い。本会としては、他の会合への参画、また、産業医研修会等を受講し、議論を深めることができる。この廃止は、発展的解消であり、時間の短縮を図るものと考えている。」との挨拶が行われ、閉会した。

出席者

山口労働局

健康安全課長 藤村 祐彦

(一社) 山口県労働基準協会

専務理事 篠原千代樹

山口県経営者協会

事務局長 荒瀬慎太郎

山口県商工会連合会

専務理事 賀屋 哲也

山口産業保健総合支援センター

所 長 赤川 悦夫

(公財) 山口県予防保健協会

専務理事 若林 芳典

県医師会産業医部会

部会長・防府支部長 山縣 三紀

下松支部長 野田 寛

山口支部長 林 大資

宇部支部長 若松 隆史

小野田支部長 川端 章弘

下関支部長 吉水 一郎

萩支部長 村田 高茂

県医師会

会 長 河村 康明

常任理事 藤本 俊文

理 事 船津 浩彦